

令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の損壊、倒壊等の被害の軽減を図り、もって災害に強く、安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、対象建築物の所有者が耐震改修設計及び耐震改修工事を行う場合において、当該耐震改修工事に要する費用について補助金を交付することに関し、ひたちなか市補助金等交付規則（平成6年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象建築物 市内に存する一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であるものをいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
  - ア 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
  - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けて建築されたものであること。
  - ウ 地上階数が2以下のものであること。
  - エ 在来軸組構法又は枠組壁工法によって建築されたものであること。
  - オ 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものであること。
- (2) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、建築物の地震に対する安全性を精密診断法により評価することをいう。
- (3) 上部構造評点 耐震診断により、地震に対する安全性を数値で示したものであって、各階・各方向（X・Y）について、保有する耐力を必要耐力で除した値を算出し、そのうちの最も小さい数値をいう。
- (4) 耐震改修設計 耐震診断の結果に基づき、耐震改修に係る補強工事を行うための補強設計に関する図書を作成することをいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき、基礎、土台、柱、筋交い、はり、壁等を補強し、又は改修する工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、対象建築物を所有し、かつ、対象建築物に居住している者のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 市税(市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。)に未納がないこと。
- (2) 過去に市から木造住宅耐震改修補助金の交付を受けていないこと。
- (3) ひたちなか市暴力団排除条例(平成24年条例第28号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)でないこと並びに同条第1号に規定する暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助対象者が耐震改修設計及び耐震改修工事を行う事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 耐震改修工事後における対象建築物の上部構造評点が1.0以上となること。
- (2) 耐震改修工事において、工事施工者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けた者その他市長が認める者をいう。以下同じ。)以外の者が工事監理(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第8項に規定する工事監理をいう。)を行うこと。
- (3) 耐震改修工事が令和6年1月末日までに完了すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象建築物の耐震改修工事に要する費用(工事監理費並びに消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)のうち、市長が適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内とし、補助対象経費に要する費用に5分の4を乗じて得た額又は1,000,000円のいずれか低い額とする。ただし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、耐震改修設計の契約を締結する前に、令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 耐震診断結果報告書の写し
- (3) 見積書（耐震改修設計費，耐震改修工事費及び工事監理費における内訳の明細の記載及び工事施工者等の押印があるものに限る。）の写し
- (4) 対象建築物の所有者であることを証する書類
- (5) 建築確認通知書の写しその他の建築確認を受けたことが分かる書類
- (6) 工程表
- (7) 現況写真（2方向以上の外観写真に限る。）
- (8) 設計者（耐震診断士（茨城県木造住宅耐震診断士認定要綱第2条第1項の規定により茨城県知事が認定した茨城県木造住宅耐震診断士をいう。以下同じ。）又は建築士（建築士法第2条第1項に規定する建築士であって，一般財団法人日本建築防災協会が主催する国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習を修了したものをいう。）をいう。以下同じ。）の国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習修了証の写し（設計者が耐震診断士である場合を除く。）
- (9) その他市長が必要と認める書類  
(交付の決定)

第8条 市長は，前条の規定による申請があった場合には，その内容を審査し，補助金を交付することを決定したときにあつては令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書（様式第2号）により，補助金を交付しないことを決定したときにあつては令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書（様式第3号）により，それぞれ当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による決定は，前条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（契約の締結及び耐震改修設計の着手）

第9条 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は，当該決定の通知を受けた後に，耐震改修設計に関する契約を締結し，それに着手するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者が，補助金の交付の申請を取り下げようとするときは，次条の規定による耐震改修設計完了の報告をする前に，令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付申請取下げ届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して，これを市長に提出しなければならない。

- (1) 令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類  
(耐震改修設計完了の報告)

第 1 1 条 補助事業者は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修設計完了報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修設計に係る契約書の写し
- (2) 現況の各階平面図
- (3) 耐震改修設計に関する図書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告書の提出があった場合には、その内容を審査し、その結果を令和 5 年度ひたちなか市耐震改修設計完了確認通知書（様式第 6 号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（耐震改修工事の着手）

第 1 2 条 補助事業者は、前条第 2 項の規定による通知を受けた後に、耐震改修工事に着手するものとする。

（補助事業の計画変更）

第 1 3 条 補助事業者は、第 1 1 条の規定による耐震改修設計完了の報告時又は前条の規定による耐震改修工事の着手後において補助事業の内容を変更（補助金の額に異動が生じない軽微な変更を除く。）する場合には、令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金変更承認申請書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 見積書（耐震改修工事費及び工事監理費における内訳の明細の記載及び工事施工者等の押印があるものに限る。）の写し
- (2) 補助事業の変更内容が分かる書類
- (3) 令和 5 年度ひたちなか市耐震改修設計完了確認通知書（耐震改修工事の着手後の場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、変更を承認することを決定したときにあつては令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付変更承認決定通知書（様式第 8 号）により、変更を承認しないことを決定したときにあつては令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付変更不承認決定通知書（様式第 9 号）により、それぞれ当該補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第 1 4 条 補助事業者は、耐震改修工事が完了したときは、当該事業が完了した日から起算して 1 4 日を経過した日又は令和 6 年 1 月末日のいずれか早い日までに令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金実績報告書（様式第 1 0 号）に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事に係る契約書の写し
- (2) 内訳書（耐震改修工事の内容及び金額が記載されたものに限る。）の写し
- (3) 工事監理報告書（様式第11号）の写し
- (4) 耐震改修工事に係る図書及び工事写真
- (5) 耐震改修工事に係る領収書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合には、その内容を実地検査等により審査した上で、交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書（様式第12号）により、その確定した額を当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第16条 前条の規定による通知を受けた者は、令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第13号）により、市長へ補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金返還通知書（様式第15号）により、期限を定めてその返還を求めることができる。

（経理）

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支を明確にした帳簿その他書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の末日の翌日から起算して5年間保存するものとする。

2 市長は、前項の期間、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

（補則）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に

定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付申請書

木造住宅耐震改修補助金の交付を受けたいので、令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

対象建築物の概要	建築物の所在地	ひたちなか市			
	確認年月日・番号	年	月	日	第 号
	延べ面積	(住宅以外の延べ面積		平方メートル	平方メートル)
	構造方法	<input type="checkbox"/> 在来軸組構法 <input type="checkbox"/> 枠組壁工法			
耐震診断結果 (上部構造評点)	1 階	X		Y	
	2 階	X		Y	
耐震改修設計に係る設計者	事務所名				
	代表者名		建築士名		
	所在地				
	電話番号				
耐震改修工事に係る工事監理者	事務所名				
	代表者名		建築士名		
	所在地				
	電話番号				
耐震改修工事に係る工事施工者	会社名				
	代表者名				
	所在地				
	電話番号				

補助対象経費の見積額 (税別)	総事業費		円
	耐震改修設計に要する費用		円
	工事監理に要する費用		円
	耐震改修工事に要する費用 ①		円
補助金申請額	①×4/5又は100万円のいずれか低い方の額 ※千円未満切捨て		円
補助事業の予定期間	耐震改修設計	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
	耐震改修工事	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	

添付書類	1 案内図
	2 耐震診断結果報告書の写し
	3 見積書（耐震改修設計費，耐震改修工事費及び工事監理費における内訳の明細の記載及び工事施工者等の押印があるものに限る。）の写し
	4 対象建築物の所有者であることを証する書類
	5 建築確認通知書の写しその他の建築確認を受けたことが分かる書類
	6 工程表
	7 現況写真（2方向以上の外観写真に限る。）
	8 設計者の国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習修了証の写し（設計者が耐震診断士である場合を除く。）
	9 その他市長が必要と認める書類
<p>木造住宅耐震改修補助金の交付の申請に当たり，市税（市民税，固定資産税，都市計画税，軽自動車税及び国民健康保険税をいいます。）の納付状況について，市が調査・確認することについて同意します。</p> <p>また，ひたちなか市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと並びに同条第1号に規定する暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有していないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">申請者 (本人が自署しない場合は，記名押印してください。)</p>	



様式第 2 号（第 8 条関係）

ひたちなか市指令第 号

令和 年 月 日

殿

ひたちなか市長



令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額	金 円
必要な条件及び指示事項	

様式第3号（第8条関係）

ひたちなか市指令第 号

令和 年 月 日

殿

ひたちなか市長



令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金については、下記の理由により交付しないことに決定しましたので、令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

令和 年 月 日

ひたちなか市長 殿

補助事業者  
住所  
氏名  
電話番号

令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付けひたちなか市指令第 号で交付の決定を受けた  
令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金について、下記のとおり取り下  
げることになりましたので、令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱  
第10条の規定により届け出ます。

記

補助金交付決定額	金 円
対象建築物の所在地	ひたちなか市
取下げ理由	
添付書類	1 令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付決定通知書の写し 2 その他市長が必要と認める書類

ひたちなか市長 殿

補助事業者

住所

氏名

電話番号

令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金設計完了報告書

年 月 日付けひたちなか市指令第 号で交付の決定を受けた補助事業について、下記のとおり耐震改修設計が完了したので、令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、関係書類を添付して報告します。

記

対象建築物の所在地	ひたちなか市
-----------	--------

添付書類	1	耐震改修設計に係る契約書の写し
	2	現況の各階平面図
	3	耐震改修設計に関する図書
	4	その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）  
ひたちなか市指令第 号

令和 年 月 日

殿

ひたちなか市長



令和5年度ひたちなか市耐震改修設計完了確認通知書

年 月 日付けで報告のあった令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修設計完了報告書について、審査が完了したので、下記のとおり令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

対象建築物の所在地	ひたちなか市
-----------	--------

※ この通知を受領した後に、耐震改修工事に着手してください。

ひたちなか市長 殿

補助事業者  
住所  
氏名  
電話番号

令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金変更承認申請書

年 月 日付けひたちなか市指令第 号で交付の決定を受けた  
令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金について、下記のとおり計画の内  
容を変更したいので、令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第  
13条第1項の規定により、関係書類を添付して申請します。

記

補助金交付決定額	金 円
変更後補助金申請額	金 円
変更内容	
変更理由	
添付書類	1 見積書（耐震改修工事費及び工事監理費における内訳の明細の記載及び工事施工者等の押印があるものに限る。）の写し 2 変更の内容が分かる書類 3 令和5年度ひたちなか市耐震改修設計完了確認通知書（耐震改修工事の着手後の場合に限る。） 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 1 3 条関係）  
ひたちなか市指令第 号

令和 年 月 日

殿

ひたちなか市長



令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付変更承認決定  
通知書

年 月 日付けで変更の申請があったひたちなか市木造住宅耐震改修補助金について、下記のとおり承認することに決定したので、令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

記

補助金の額	変更前 金 円	
	変更後 金 円	
承認した変更内容		
必要な条件及び指示事項		

様式第9号（第13条関係）

ひたちなか市指令第 号

令和 年 月 日

殿

ひたちなか市長



令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付変更不承認  
決定通知書

年 月 日付けで変更の申請があった令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金について、下記の理由により承認しないことに決定したので、令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第13条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由	
--------	--



ひたちなか市長 殿

補助事業者  
住所  
氏名  
電話番号

令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金実績報告書

年 月 日付けひたちなか市指令第 号で交付の決定を受けた補助事業が下記のとおり完了したので、令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第14条の規定に基づき、関係書類を添付して報告します。

記

対象建築物の所在地	ひたちなか市
補助金交付決定額	金 円
改修の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
添付書類	1 耐震改修工事に係る契約書の写し 2 内訳書（耐震改修工事の内容及び金額が記載されたものに限る。）の写し 3 工事監理報告書（様式第11号）の写し 4 耐震改修工事に係る図書及び工事写真 5 耐震改修工事に係る領収書の写し 6 その他市長が必要と認める書類

殿

事務所名  
 代表者名  
 所在地  
 電話番号  
 工事監理者

工事監理報告書

令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金の補助事業である耐震改修工事について、申請の内容とおりに実施されていることを確認したので、報告いたします。

対象建築物の所在地	ひたちなか市			
確認年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号			
工事期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで			
工事期間における主要な設計変更	変更年月日	変更された設計図書の種類	変更の概要	
主要な建築材料, 建築設備等が設計図書のとおりであることの確認	確認年月日	建築材料, 建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な工事が設計図書のとおりであることの確認	確認年月日	確認事項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

	確認 年月日	確認事項	確認結果の概要	
工事完了時における 確認				
	指摘 年月日	指摘の概要	工事施工業者の対応と建築主に対する報告の概要	
工事施工者への指摘				
	意見を聴いた年月日	意見を聴いた者の住所及び氏名	意見を聴いた者の勤務先の住所及び名称	意見を聴いた事項
建築設備に係る意見				
備考				

〔注意事項〕

- 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
- 2 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- 3 「工事施工者への指摘」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する指摘について記入してください。
- 4 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合に記入してください。
- 5 備考の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項を記入してください。

様式第 1 2 号 (第 1 5 条関係)

ひたちなか市指令第 号

令和 年 月 日

殿

ひたちなか市長



令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付額確定通知書

年 月 日付けひたちなか市指令第 号により交付の決定をした令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金について、令和 5 年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、下記のとおり交付する額を確定したので通知します。

記

既交付決定通知額	金	円
交付確定額	金	円
付記事項		

ひたちなか市長 殿

補助事業者

住所

氏名

印

電話番号

令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付請求書

年 月 日付けひたちなか市指令第 号で補助金の交付額が確定した令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金について、令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額	金 円				
振込口座	金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店 出張所
	フリガナ		預金種目	当座 ・ 普通	
	口座名義人		口座番号		

※ 払込先の金融機関は、口座名義人が請求者と同一のものに限ります。

様式第14号（第17条関係）

ひたちなか市指令第 号

令和 年 月 日

殿

ひたちなか市長



令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けひたちなか市指令第 号により交付の決定をした令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金について、令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第17条第1項の規定のとおり取り消したので、同条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

対象建築物の所在地	ひたちなか市
交付決定(交付確定)額	金 円
交付決定(交付確定)取消額	金 円
取消理由	

様式第15号（第18条関係）

ひたちなか市達第 号

令和 年 月 日

殿

ひたちなか市長



令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金返還通知書

年 月 日付けひたちなか市指令第 号で取り消した令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金について、令和5年度ひたちなか市木造住宅耐震改修補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり返還を請求します。

記

対象建築物の所在地	ひたちなか市
返還請求額	金 円
返還期限	令和 年 月 日まで
返還理由	